

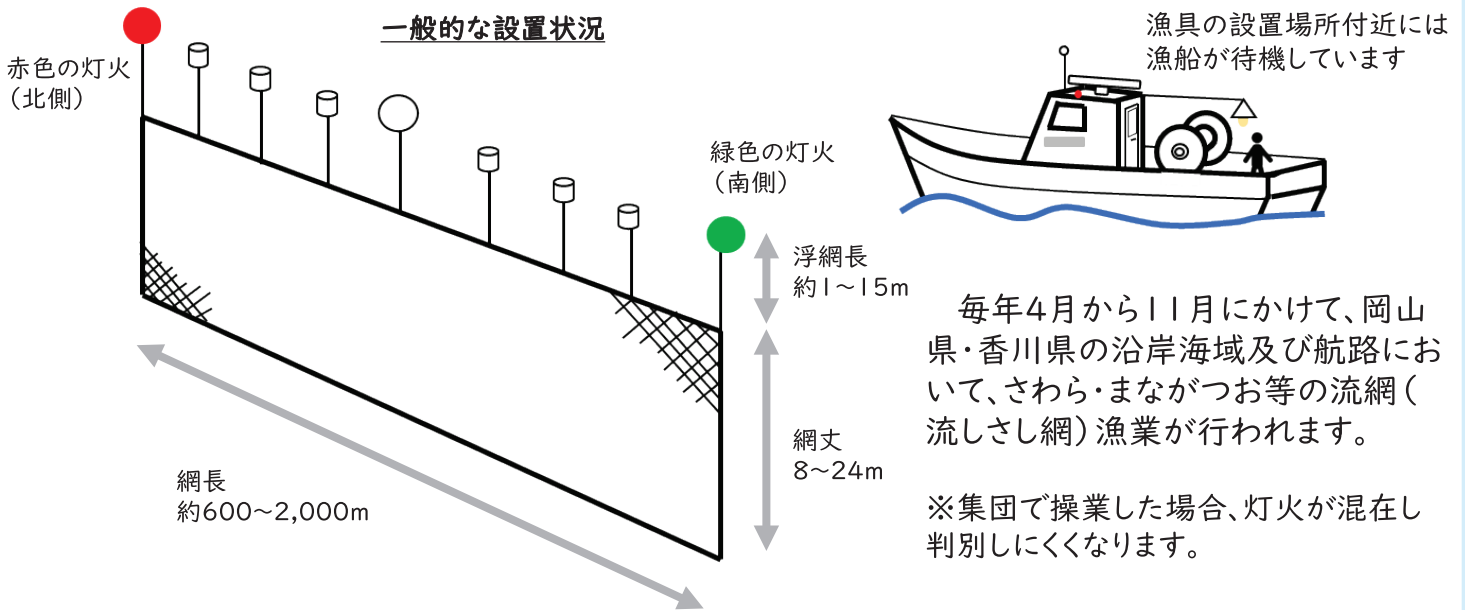
備讃瀬戸海域における

夜間流しさし網漁業操業に係る 安全確保について

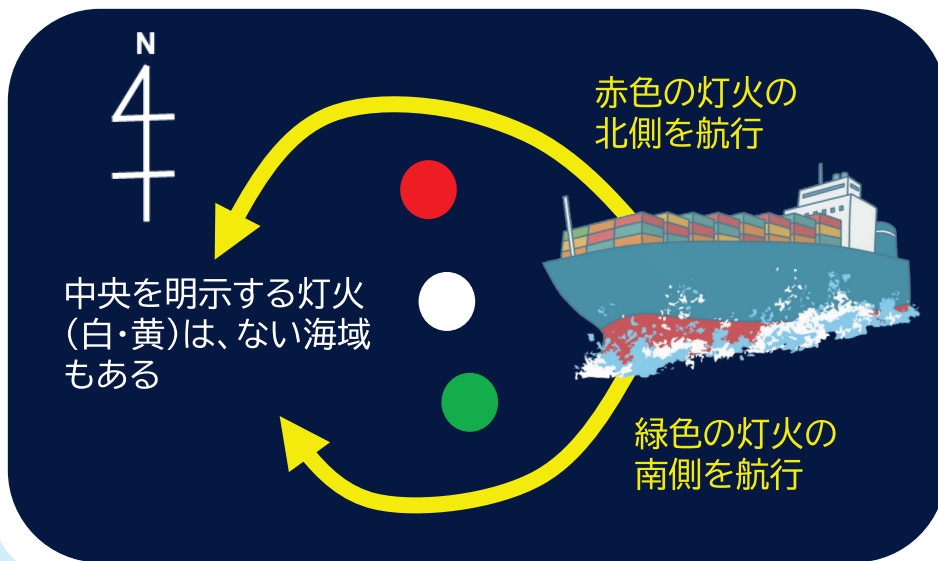
備讃瀬戸海域において、流しさし網の上を船舶が通航して漁具（網）を切断する事故が、毎年海上保安部署に寄せられています。

備讃瀬戸海域を航行する船舶は、海上交通安全法、海上衝突予防法を遵守するとともに、特に下記事項に留意して安全を確保してください。

流しさし網漁業（日没頃～日出頃の操業）



流しさし網の上を航行しないために



厳重な見張りの励行

目視及びレーダーで見張りを実施し、流し刺し網の操業位置の把握をしましょう。

早期避航動作

赤色の灯火の北側、緑色の灯火の南側を航行するため、早めの避航動作をとりましょう。

国際VHF（CH16）の常時聴取

他局からの呼出しがわかるようボリュームをあげておきましょう。

問い合わせ

第六管区海上保安本部交通部航行安全課
082-251-5111(代)

海の事件事故は118番



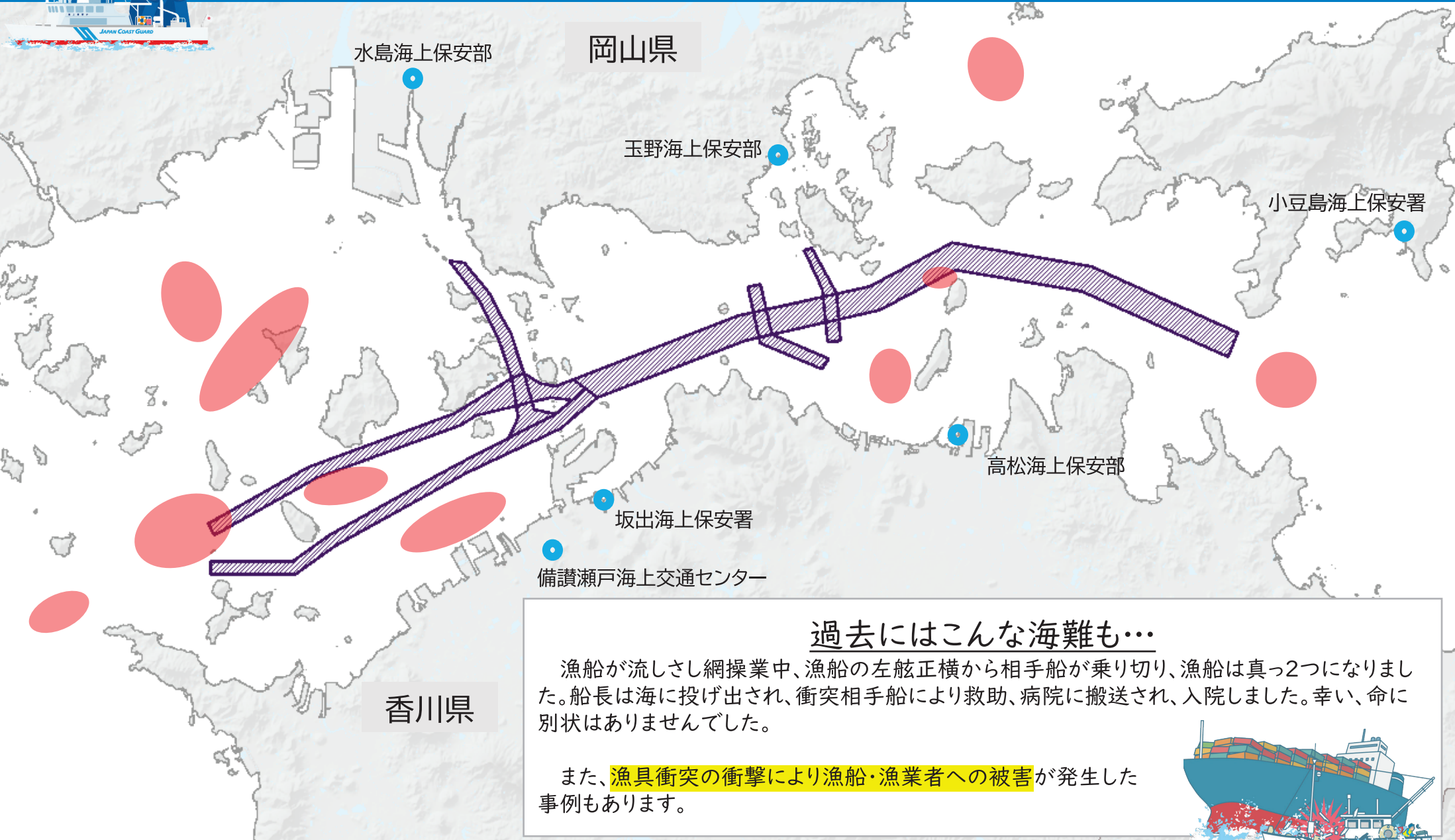
第六管区海上保安本部
ホームページ



備讃瀬戸海上交通センター
ホームページ

R6.6作成

備讃瀬戸海域の流しさし網漁具の切断事案発生エリア



過去にはこんな海難も…

漁船が流しさし網操業中、漁船の左舷正横から相手船が乗り切り、漁船は真っ2つになりました。船長は海に投げ出され、衝突相手船により救助、病院に搬送され、入院しました。幸い、命に別状はありませんでした。

また、漁具衝突の衝撃により漁船・漁業者への被害が発生した事例もあります。



※当リーフレットで記載している流しさし網漁具の切断事案発生エリアは、海上保安庁に通報が多く寄せられているエリアを示しています。